

証券コード：8894
2021年1月13日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号
株 式 会 社 REVOLUTION
代表取締役社長 岡 本 貴 文

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2021年1月27日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月28日（木曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第35期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応としてアルコール消毒及びマスク着用のご協力をお願いいたします。
 - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 以下については当社ウェブサイト（<https://revolution.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合
 - ・株主総会の運営に大きな変更が生じた場合
 - ・本株主総会に係る決議通知（郵送による通知はございませんのでご了承ください。）

(添付書類)

事業報告

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、これまで緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、世界経済全体の景気後退懸念が高まっております。また、緊急事態宣言により企業活動や個人消費活動が制限される等、日本経済においても先行きが不透明な状況となっております。

当社グループに係る不動産業界及び投資業界においても、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されており、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、主力事業である不動産事業においては、売買仲介や賃貸住宅の斡旋、管理物件の取得に注力いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言がなされたものの、「住」を支える企業として感染症対策を施しながら営業を継続、宣言解除後も同様の対応をしました。投資事業においては、投資案件の検討及び投資実行、金地金寄託事業の開始、投資事業を営む子会社を設立しました。また、いわゆる兄弟会社から業務の委託を受けたことで業務受託報酬を受領いたしました。なお、収益性が低下した事業用資産（賃貸用収益物件）について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、減損損失を計上することとなりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高7億6千3百万円、営業損失3千2百万円、経常損失は3千7百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1億8千7百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、「不動産分譲事業」と「不動産賃貸管理事業」を1区分に変更し、「不動産事業」として記載しております。

(単位：千円)

区 分	売上高	構成比
不 動 産 事 業	749,047	98.1%
投 資 事 業	14,406	1.9%
合 計	763,453	100.0%

① 不動産事業

地元山口県の仲介案件を中心に契約、引き渡しを進めました。また、当社の収益物件は高稼働し、改修工事の獲得は前期末比で増加いたしました。一方で、アパマンショップの斡旋、ウィークリーに関しては新型コロナウイルス感染症の影響により留学生が来日できなくなる等、一定の影響を受けることとなりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7億4千9百万円、営業利益は1億7千9百万円となりました。

② 投資事業

当連結会計年度における投資実績は、JAPAN ALLOCATION FUND SPC, Segregated Portfolio B、SCRIPTS Asia、(株)フルッタフルッタに対して投資を実行いたしました。そのうち、(株)フルッタフルッタに関しては新株予約権を適宜行使し、市場の動向を鑑みながら売却を進めております。金地金寄託事業は、寄託内容や業者との提携検討等の準備を完了し、営業活動をスタートいたしました。また、投資事業を営むために(株)REVOLUTION CAPITALを設立し、投資運用業、投資助言代理業開始に向け、関東財務局に対して申請手続きを行っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1千4百万円、営業損失は8百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、12,122千円であり、その主なものは、当社本社ビルの空調整備及び当社ホームページの制作費等であります。

(3) 資金調達の状況

2020年4月1日、2020年6月29日、2020年7月2日に、第4回新株予約権が行使され、計60,900千円を調達いたしました。

2020年10月30日に、第三者割当による新株式を発行し600,000千円を調達しました。なお、一部については現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の手法により借入金の弁済に充当しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

単位：千円

区 分	第 32 期 2017年10月期	第 33 期 2018年10月期	第 34 期 2019年10月期	第 35 期 (当連結会計年度) 2020年10月期
売 上 高	—	—	—	763,453
経 常 損 失 (△)	—	—	—	△37,676
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	△187,830
1 株 当 た り 当期純損失 (△)	—	—	—	△0.81円
総 資 産	—	—	—	1,994,814
純 資 産	—	—	—	1,406,035
1 株 当 た り 純 資 産 額	—	—	—	4.77円

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第34期以前については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

単位：千円

区 分	第 32 期 2017年10月期	第 33 期 2018年10月期	第 34 期 2019年10月期	第 35 期 (当事業年度) 2020年10月期
売 上 高	556,540	863,189	827,971	763,453
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△39,684	4,640	△16,863	△35,964
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△1,033,641	4,647	△55,185	△186,073
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△14.03円	0.06円	△0.43円	△0.81円
総 資 産	1,920,816	1,821,039	1,840,931	1,996,047
純 資 産	70,268	71,197	930,286	1,407,792
1 株 当 た り 純 資 産 額	0.95円	0.97円	4.90円	4.78円

(注) 1. 第32期につきましては、事業年度の変更に伴い、2017年2月1日から2017年10月31日までの8ヶ月間となっております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、資本増強等により資金面での課題を解決させましたが、業績面では3期ぶりに営業損失を計上することとなりました。業績を黒字で安定させ、更には事業を継続・発展させることで、利益を拡大していくことが重要な課題であると捉えております。そのために不動産関係の事業については、経営改善を進め利益率を向上させることで安定的に利益を拡大できるものと考えております。また、投資事業につきましては、様々な案件に取り組み、業績に寄与できるよう努力してまいります。

また、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はEVO FUNDであり、当社の普通株式65,004,927株（議決権比率22.05%）保有しております。なお、2020年8月21日付で関東財務局長に提出された変更報告書によりますと、普通株式154,802,927株（議決権比率51.72%）を所有する旨の開示がなされておりますが、2020年10月31日現在の株主名簿上確認することができませんので、同日現在の株主名簿に記録された株式数に基づく議決権等の所有（被所有）割合を記載しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、当社の親会社であるEVO FUNDやグループ会社等との取引を行っております。詳細は「個別注記表 8. 関連当事者との取引の注記 (2) 親会社及び法人主要株主等」をご参照ください。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われる事がないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

各取引においては、社外取締役を含めた取締役会で前述イ. のとおり検討し、取引条件を決定しております。また、支配株主と利害関係のない社外取締役から、当社の少数株主にとって特段不利益なものとはいえず、利益に資する旨の意見書を受領していることから、少数株主に不利益を与えないものと判断しております。なお、当社の親会社の関連企業出身者であるフリード取締役、スコット取締役は、利害関係者と判断される場合には取締役会決議に参加しておらず、少数株主の保護の方策に関する指針と適合していると判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社REVOLUTION CAPITAL	60,000千円	100%	投資事業

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

- ⑤ その他
特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

事業部門	事業内容
不動産事業	マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の 販売・仲介、賃貸物件の管理、斡旋
投資事業	金融商品取引・投資

(12) 主要拠点等 (2020年10月31日現在)

① 当社

本社	山口県下関市細江町二丁目2番1号
下関本店	山口県下関市幡生宮の下町26番1号
山口支店	山口県山口市平井706
新下関店	山口県下関市一の宮本町二丁目12番26号
東京支店	東京都千代田区紀尾井町4番1号

② 子会社

(株)REVOLUTION CAPITAL	東京都千代田区紀尾井町4番1号
-----------------------	-----------------

(13) 従業員の状況 (2020年10月31日現在)

	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男子	24名	—
女子	11名	—
合計又は平均	35名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)は含んでおりません。
2. 第35期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2020年10月31日現在)

借入先	借入残高
独立行政法人住宅金融支援機構	189,542千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,197,332,676株
(注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式1,197,332,676株、A種種類株式4,650,000株、B種種類株式2,500株であります。
- (2) 発行済株式の総数 普通株式294,688,257株(自己株式4,141株を除く。)
A種種類株式4,640,771株
B種種類株式600株
- (3) 当期末株主数 普通株式13,755名(前期末比4,574名増)
A種種類株式3名(前期末比一名)
B種種類株式1名(前期末比1名増)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)				持株 比率 (%)
	普通株式	A種 種類株式	B種 種類株式	合計株式	
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	71,797	—	—	71,797	23.99
EVO FUND	65,004	—	0	65,004	21.72
株式会社フルッタフルッタ	24,995	—	—	24,995	8.35
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT	18,056	—	—	18,056	6.03
日本証券金融株式会社	2,835	—	—	2,835	0.95
MAJOR LERCH LP	—	2,537	—	2,537	0.85
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS-RESIDENT TOKYO	2,225	—	—	2,225	0.74
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	1,199	—	—	1,199	0.40
TOMODACHI INVESTMENT LP	—	1,051	—	1,051	0.35
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP	—	1,051	—	1,051	0.35

(注) 持株比率は自己株式(4,141株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当連結会計年度における新株予約権の行使により、普通株式が105,000,000株増加しております。
- ②2020年10月30日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、B種類株式600株を発行しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（2020年10月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2020年10月31日現在）
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 貴 文	—
取 締 役	板 井 均	—
取 締 役	津 野 浩 志	—
取 締 役	アンドリュー・フ リード	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	福 田 享	—
取 締 役 (監査等委員)	デイビッド・ スコット	—
取 締 役 (監査等委員)	ロバート・ ジョン・ バレンタイン	—

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。

就任

2019年11月11日開催の臨時株主総会において、デイビッド・スコット氏、ロバート・ジョン・バレンタイン氏が取締役（監査等委員）に就任しました。

2. 取締役アンドリュー・フリード氏、福田享氏及びロバート・ジョン・バレンタイン氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役福田享氏及びロバート・ジョン・バレンタイン氏は、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	4名	34,800千円	(うち社外取締役1名4,200千円)
取 締 役 (監査等委員)	5名	14,000千円	(うち社外取締役4名9,800千円)
合 計	9名	48,800千円	

(注) 1. 2018年1月26日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、年額70,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	アンドリュー・フリード	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てにそれぞれ出席し、会社経営に関わった豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	福 田 享	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全て、監査等委員会15回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	ロバート・ジョン・バレンタイン	2019年11月11日就任後開催された取締役会13回のうち11回に、監査等委員会14回のうち11回にそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条第4項の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

- ④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,600千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,600千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役・使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役の直属部門として業務監査室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役に報告する。
- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。なお、業務監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」、「リスク管理規程」等を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。

- (2) 業務監査室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画課が統括するものとし、経営企画課の担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の管理を統括する当社の経営企画課が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①子会社は、当社の「危機管理規程」、「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともに対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。

②当社の業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の所定の機関に報告する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの年度計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。

②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

①子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画課及び業務監査室は、必要に応じて子会社を指導する。

VI. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(2) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。

- (3) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。

VII. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告するための体制

- (1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。
- ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - ②リスク管理の状況
 - ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ⑥その他上記①～⑤に準じる事項
- (3) 当社の業務監査室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。

VIII. 監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、前項に定める監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。
- (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の業務監査室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述(1)と同様の扱いとする。

IX. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、前払いまたは償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

X. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査等委員である取締役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 当社の代表取締役及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、経営会議にて詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

②リスク管理体制について

不定期ではあるものの、自らの業務や部門内外にあるリスクが顕在化していないかを全社員にチェックさせ、所属長を通じて業務監査室へチェック結果を提出することとしております。

③内部監査の実施について

内部監査を担当する業務監査室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

④監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査等委員会では、取締役会の運営内容の確認や各監査等委員との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する業務監査室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積をすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き、業績の回復に向けて、全社をあげて対処してまいります。

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	587,046	流動負債	327,572
現金及び預金	455,540	営業未払金	16,908
営業未収入金	12,861	1年内返済予定の長期借入金	6,884
営業投資有価証券	50,158	未払金	12,068
商販	246	未払法人税等	10,038
売用不動産	27,014	借入有価証券	50,158
未成工事支出金	5,431	預り金	94,149
その他の	35,814	賞与引当金	8,870
貸倒引当金	△21	前受収益	93,355
固定資産	1,398,941	その他の	35,140
有形固定資産	1,298,222	固定負債	261,205
建物及び構築物	653,133	長期借入金	182,657
車両運搬具	3,798	退職給付に係る負債	19,712
工具器具備品	7,810	預り敷金保証金	55,133
土地	633,480	その他の	3,702
無形固定資産	9,218		
ソフトウェア	4,952	負債合計	588,778
電話加入権	4,265	(純資産の部)	
投資その他の資産	91,500	株主資本	1,399,530
投資有価証券	50,169	資本金	1,287,878
出資	950	資本剰余金	1,385,632
破産更生債権等	207,039	利益剰余金	△1,272,011
敷金・保証金	40,380	自己株式	△1,968
貸倒引当金	△207,039	その他の包括利益累計額	6,504
繰延資産	8,826	その他有価証券評価差額金	6,504
株式交付費	8,826	純資産合計	1,406,035
資産合計	1,994,814	負債及び純資産合計	1,994,814

連結損益計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	不賃金	動産融	産事	販業	高売	30,039	
				収	高入	719,008	
					益	14,406	763,453
売	不賃た	動産	産事	原販	売業	12,693	
		な	卸	産	原	538,506	
			資	産	原	327	
				評	価		551,527
売	上	総	利	益			211,925
	販	売	費	及	一		244,703
			般	管	理		32,777
営	業	外	損	収	失		
	受	取	利	息	及	194	
	業	務	引	受	託	102,222	
	貸	倒	引	当	金	8,230	
	そ			の	戻	1,694	112,341
営	業	外	費	用			
	支	株	予	払	利	34,921	
	新	式	約	権	発	8,910	
	株	務	交	付	費	5,295	
	業	務	受	託	費	47,314	
	支	払	手	の	数	19,646	
	そ				他	1,153	117,241
経	常	損	失	益			37,676
特	固	定	資	産	売	94	94
特	固	定	資	産	除	0	
	減	損	損	損	失	148,262	148,262
	税	金	等	調	整		185,844
	法	人	税	、	住		1,986
	当	期	純	損	失		187,830
	非	支	配	株	主		—
	親	会	社	株	主		187,830

連結株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	955,065	1,052,819	△1,084,180	△1,965	921,739
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	300,000	300,000			600,000
新株予約権の行使	32,812	32,812			65,625
親会社株主に帰属する 当期純損失			△187,830		△187,830
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	332,812	332,812	△187,830	△2	477,791
当 期 末 残 高	1,287,878	1,385,632	△1,272,011	△1,968	1,399,530

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,822	3,822	4,725	930,286
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				600,000
新株予約権の行使			△4,725	60,900
親会社株主に帰属する 当期純損失				△187,830
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,682	2,682		2,682
当期変動額合計	2,682	2,682	△4,725	475,748
当 期 末 残 高	6,504	6,504	—	1,406,035

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社REVOLUTION CAPITAL

株式会社REVOLUTION CAPITALは、新規設立に伴い連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含まれることとしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

- ①新株予約権発行費 3年間で均等償却しております。
- ②株式交付費 3年間で均等償却しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	889,790千円
(2) 担保に供している資産	
建物及び構築物	109,633千円
土地	45,996千円
計	155,630千円
上記に対応する債務	
長期借入金	189,542千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	189,542千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
山口県下関市 4 物件	賃貸等不動産	土地、建物及 び構築物	148,262
合計			148,262

(資産のグルーピング方法の変更)

従来、当社の資産のグルーピングは、事業セグメントを最小の単位としてきましたが、事業再編成による管理会計上の区分を変更したこと、今後は物件単位で入れ替えを行っていくことから、当連結会計年度から事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

①減損損失の認識に至った経緯

一部の賃貸等不動産について、収益性及び評価額が帳簿価額に比べて著しく低下したことにより、減損の兆候が認められましたので、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

②グルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

③回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。なお、賃貸等不動産等の正味売却価額は原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	189,692,398	105,000,000	-	294,692,398
A種種類株式(株)	4,640,771	-	-	4,640,771
B種種類株式(株)	-	600	-	600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 105,000,000株

B種種類株式

新株の発行による増加 600株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,061	80	-	4,141

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 80株

(3) 当連結会計年度の末日における当社グループが発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

8. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、主に不動産事業及び投資事業を行うための資金及び運転資金等について、金融機関等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券及び投資有価証券並びに借入有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に不動産事業を行うことを目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で21年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に則り、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	455,540	455,540	—
(2) 営業未収入金 貸倒引当金	12,861 △14		
	12,847	12,847	—
(3) 営業投資有価証券	50,158	50,158	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金	207,039 △207,039		
	—	—	—
(5) 投資有価証券	10,854	10,854	—
資産計	529,399	529,399	—
(1) 営業未払金	16,908	16,908	—
(2) 借入有価証券	50,158	50,158	—
(3) 長期借入金(※)	189,542	215,223	25,681
負債計	256,608	282,289	25,681

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業未収入金

短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券及び(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 破産更生債権等

回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。

負債

- (1) 営業未払金
短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 借入有価証券
時価については、取引所の価格によっております。
- (3) 長期借入金
元利合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	39,315千円
出資金	950千円
敷金・保証金	40,380千円
預り敷金保証金	55,133千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(注3) 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	455,540	—	—	—
営業未収入金	12,861	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	6,884	7,085	7,292	7,505	7,724	153,049

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当社グループは、山口県その他の地域において、賃貸用の土地及び施設を有しております。2020年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は113,241千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,453,769	△176,935	1,276,833	1,338,001

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加要因は改修工事、主な減少要因は減損損失及び減価償却であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4円77銭
(2) 1株当たり当期純損失 0円81銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	528,279	流動負債	327,049
現金及び預金	396,773	営業未払金	16,908
営業未収入金	12,861	1年内返済予定の長期借入金	6,884
営業投資有価証券	50,158	未払金	11,590
商販売用不動産	246	未払法人税等	9,993
未成工事支出金	27,014	未払消費税等	15,367
前払費用	5,431	借入有価証券	50,158
未収入金	5,535	預り金	94,149
その他の	3,143	賞与引当金	8,870
貸倒引当金	27,136	前受収益	93,355
	△21	その他の	19,773
固定資産	1,458,941	固定負債	261,205
有形固定資産	1,298,222	長期借入金	182,657
建物	652,965	退職給付引当金	19,712
構築物	168	預り敷金保証金	55,133
車両運搬具	3,798	その他の	3,702
工具器具備品	7,810		
土地	633,480	負債合計	588,255
無形固定資産	9,218	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,952	株主資本	1,401,287
電話加入権	4,265	資本金	1,287,878
投資その他の資産	151,500	資本剰余金	1,385,632
投資有価証券	50,169	資本準備金	837,878
関係会社株式	60,000	その他資本剰余金	547,753
出資	950	利益剰余金	△1,270,254
破産更生債権等	207,039	その他利益剰余金	△1,270,254
敷金・保証金	40,380	繰越利益剰余金	△1,270,254
貸倒引当金	△207,039	自己株式	△1,968
繰延資産	8,826	評価・換算差額等	6,504
株式交付費	8,826	その他有価証券評価差額金	6,504
		純資産合計	1,407,792
資産合計	1,996,047	負債及び純資産合計	1,996,047

損 益 計 算 書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	不賃 金	動 貸	産 融	販 業 収	高 売 収 入 益	30,039	763,453
売	不賃 た	上 動 な	産 融	原 販 業 評	価 売 原 価 損	719,008 14,406	
						12,693 538,506 327	
売 上 総 利 益							211,925
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							243,098
営 業 損 失							31,172
営	受 業 貸 そ	取 利 倒	外 息 引 当 の	及 び 託 金 戻 入 の	配 当 収 入 他	194 102,222 8,230 1,694	112,341
営	支 新 株 業 支 そ	株 予 式 務 払	外 払 約 交 受 手 の	利 行 費 費 費 数	息 却 却 用 料 他	34,921 8,910 5,295 47,314 19,646 1,045	
経 常 損 失							
特	固 定 減	別 定 資 損	資 産 損 産	利 産 損 除 損	失 却 失 却 損 失	94 0 148,262	94 148,262
税 引 前 当 期 純 損 失							184,132
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税							1,941
当 期 純 損 失							186,073

株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	955,065	505,066	547,753	1,052,819	—	△1,084,180	△1,084,180
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	300,000	300,000		300,000			
新 株 予 約 権 の 行 使	32,812	32,812		32,812			
当 期 純 損 失						△186,073	△186,073
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	332,812	332,812	—	332,812	—	△186,073	△186,073
当 期 末 残 高	1,287,878	837,878	547,753	1,385,632	—	△1,270,254	△1,270,254

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,965	921,739	3,822	3,822	4,725	930,286
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		600,000				600,000
新 株 予 約 権 の 行 使		65,625			△4,725	60,900
当 期 純 損 失		△186,073				△186,073
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,682	2,682		2,682
当 期 変 動 額 合 計	△2	479,548	2,682	2,682	△4,725	477,505
当 期 末 残 高	△1,968	1,401,287	6,504	6,504	—	1,407,792

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|--|
| ①関係会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ②売買目的有価証券 | 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| ③その他有価証券 | 時価のあるもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・未成工事支出金
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

① 新株予約権発行費

3年間で均等償却しております。

② 株式交付費

3年間で均等償却しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	889,790千円
(2) 担保に供している資産	
建物	109,633千円
土地	45,996千円
計	155,630千円
上記に対応する債務	
長期借入金	189,542千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	189,542千円
(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
長期金銭債権	17,090千円

5. 損益計算書の注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（支出分）	11,226千円
営業取引以外の取引（収入分）	102,222千円
営業取引以外の取引（支出分）	29,250千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
山口県下関市 4 物件	賃貸等不動産	土地、建物	148,262
合計			148,262

(資産のグルーピング方法の変更)

従来、当社の資産のグルーピングは、事業セグメントを最小の単位としてきましたが、事業再編成による管理会計上の区分を変更したこと、今後は物件単位で入れ替えを行っていくことから、当事業年度から事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

①減損損失の認識に至った経緯

一部の賃貸等不動産について、収益性及び評価額が帳簿価額に比べて著しく低下したことにより、減損の兆候が認められましたので、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

②グルーピングの方法

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

③回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。なお、賃貸等不動産等の正味売却価額は原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書の注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,061	80	-	4,141

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 80株

7. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	2,452千円
賞与引当金	2,701千円
退職給付引当金	6,004千円
貸倒引当金	63,070千円
たな卸不動産	10,367千円
減損損失	334,704千円
税務上の繰越欠損金	1,376,505千円
その他	22,785千円
繰延税金資産小計	1,818,593千円
評価性引当額	△1,818,593千円
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,849千円
繰延税金負債合計	2,849千円
繰延税金負債純額	2,849千円

8. 関連当事者との取引の注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	EVO FUND	ケイマン 諸島	1米ドル	投資目的	(被所有) 22.06% (注3)	資金の借入	借入利息 支払手数料	1,282 13,500	—	—
						増資の引受	新株予約権 の行使	60,900	—	—
							第三者割当 増資の引受	600,000	—	—

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は次のとおりです。
取引の価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
借入金の金利は当社の置かれた状況を勘案して合理的に決定しております。
- 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。
 - EVO FUNDから2020年8月21日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、2020年8月14日現在で当社が154,802,927株（議決権比率51.72%）を所有する旨の開示がなされておりますが、2020年10月31日現在の株主名簿上確認することができませんので、同日現在の株主名簿に記録された株式数に基づく議決権等の所有（被所有）割合を記載しております。
 - 新株予約権の行使は、2018年9月20日付の取締役会決議及び2018年11月9日開催の臨時株主総会決議に基づき2018年11月12日に付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
 - 増資の引受については、現金の払込と現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の組み合わせにより行っております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親の社 会子 社	8894 FINANCE LLC	アメリカ 合衆国	450万 米ドル	投資目的	—	資金の借入	借入利息	27,967	—	—
	EVOLUTION JAPAN(株)	東京都 千代田区	100,000	投資事業	—	業務受託	業務受託報酬	102,222	前受収益	63,555
	EVOLUTION 総研(株)	東京都 千代田区	50,000	投資事業	—	支店転貸借	敷金の差入	17,090	敷金保証金	17,090

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は次のとおりです。
取引の価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
借入金の金利は当社の置かれた状況を勘案して合理的に決定しております。
2. 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。

(3) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員及 びその 近親者	岡本 貴文	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接0.03	被債務保証	被債務保証 (注)1	189,542	—	—

- (注) 1. 当社は金融機関等からの債務に対して、岡本貴文から個人として債務保証を受けておりま
す。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。
2. 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。

9. 1株当たり情報の注記
- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 0円81銭 |
10. 重要な後発事象の注記
該当事項はありません。
11. その他の注記
該当事項はありません。
12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月21日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

監査法人元和

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 由 久 ㊞

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月21日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

監査法人元和

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊟

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 由 久 ㊟

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2019年11月1日から2020年10月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人・監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人・監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月22日

株式会社REVOLUTION
監査等委員会

常勤監査等委員 福田 享 ㊟
監査等委員 ロバート・ジョン・バレンタイン ㊟
監査等委員 デイビッド・スコット ㊟

(注) 監査等委員福田享、ロバート・ジョン・バレンタインは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

B種種類株式の内容の一部を、より投資家の理解を得られやすいものに変更することにより、機動的な資金調達を実現することを目的として、所要の変更を行うものです。具体的には、当初取得価額を、B種種類株式の発行日の直前取引日ではなく、B種種類株式の募集事項（会社法第199条第1項各号に定める事項）を決定する日の直前取引日の終値を基準に決定することとします（第10条の12(3)）。金銭を対価とする取得条項について、当社がB種種類株式の一部を取得する場合の一部の決定の方法を、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法と定めます（第10条の14）。法令の変更等に伴い、B種種類株の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる旨を定めます（第10条の16）。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本臨時株主総会によるご承認に加えて、B種種類株主様による種類株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（普通株式を対価とする取得請求権） 第10条の12 （1）～（2）（条文省略） （3）当初取得価額 B種種類株式の発行日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。</p> <p>（4）～（5）（条文省略）</p>	<p>（普通株式を対価とする取得請求権） 第10条の12 （1）～（2）（現行どおり） （3）当初取得価額 B種種類株式について会社法第199条第1項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。</p> <p>（4）～（5）（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還)) 第10条の14 当社は、B種種類株式発行後、いつでも、B種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。B種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該B種種類株式の数に1,000,000円を乗じて得られた額とする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還)) 第10条の14 当社は、B種種類株式発行後、いつでも、B種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。B種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該B種種類株式の数に1,000,000円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得するB種種類株式は、<u>比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(法令の変更等) 第10条の16 法令の変更等に伴い、B種種類株の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(4名)は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	おかもとたかふみ 岡本貴文 (1977年3月10日)	2000年5月 当社入社 2006年3月 当社 営業統括部(現:営業部)課長 2008年3月 当社 不動産開発部(現:営業部)部次長 2016年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:営業部)シニアマネージャー 2016年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)	普通株式 81,100株	—
2	いたいひとし 板井均 (1962年8月25日)	1985年4月 ㈱東芝入社 1993年4月 ㈱板井工務店入社 1998年4月 ㈱板井工務店代表取締役 2006年6月 当社入社 2009年5月 当社 不動産開発部(現:営業部)課長 2016年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:営業部)シニアマネージャー 2016年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 36,600株	—
3	つのひろし 津野浩志 (1983年4月7日)	2004年4月 当社入社 2014年7月 当社 経営企画室 リーダー 2016年7月 当社 経営企画室 マネージャー 2016年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 28,400株	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
4	アンドリュー・ フリード (1980年8月7日生)	<p>2002年8月 エボリューションキャピタルマネジメント入社 シニア・トレーダー</p> <p>2005年3月 エボリューションキャピタルマネジメントオーストラリア ポートフォリオ・マネージャー 就任</p> <p>2006年3月 エボリューションジャパンアドバイザーズ株式会社 シニア・アドバイザー就任</p> <p>2007年10月 エボリューションキャピタルマネジメント香港 取締役就任</p> <p>2015年2月 エボリューションジャパン証券株式会社 シニア・マネージング・ディレクター就任</p> <p>2018年8月 エボアソシエイツ マネージング ディレクター就任(現任)</p> <p>2019年7月 当社 取締役就任(現任)</p>	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. アンドリュー・フリード氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年6か月となります。
3. アンドリュー・フリード氏は、長きにわたりEVO FUNDの属するグループにおいて経営陣として活躍されており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社社外取締役として、その経験と人脈を生かして新規事業への貢献をしていただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人監査法人元和は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、候補者が当社グループの主たる事業である不動産業、及び今後事業拡大を予定している投資事業に関して、多くの企業監査実績があり、新たな視点での監査や品質管理等を総合的に判断した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年9月30日現在)

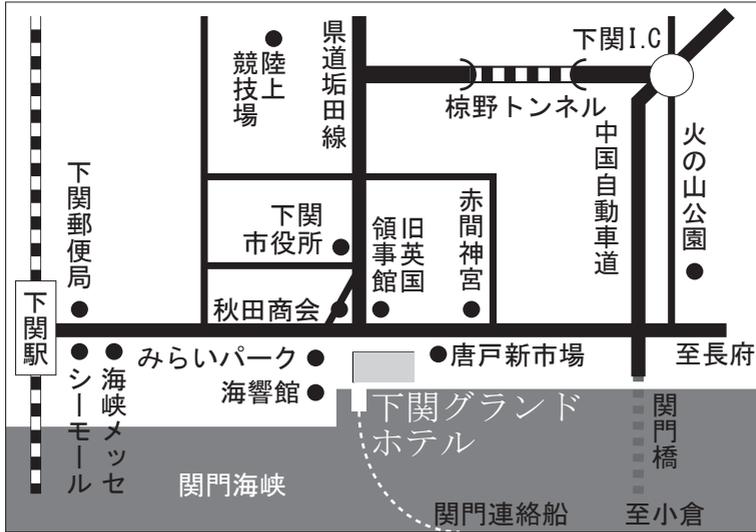
名称	EY新日本有限責任監査法人
事務所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
沿革	2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー設立 2001年7月 新日本監査法人に名称変更 2008年7月 新日本有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 EY新日本有限責任監査法人に名称変更
概要	資本金 1,060百万円 構成人員 公認会計士 3,048名 公認会計士試験合格者等 1,012名 その他 1,424名 合計 5,484名 被監査会社数 3,738社

以上

—MEMO—

—MEMO—

株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル 2階 飛翔の間
新下関駅（新幹線）より車で20分
下関駅（山陽本線）より車で5分
下関I.C.より車で15分
門司港栈橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。